

3. 規模の目標を達成するために必要な措置の概要

(1) 土地利用に関する法律等の適切な運用

本市の土地利用は、本計画を基本とし、国土利用計画法、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、静岡県立自然公園条例、文化財保護法、道路法、河川法等の土地利用に関する各種法律の遵守及び適切な運用を行うとともに、関連する要綱等に基づく指導の徹底を図ります。

また、第2次菊川市総合計画の推進により、総合的かつ計画的な調整を行い、適正で調和のとれた土地利用への誘導を図ります。

(2) 土地利用に係る環境の保全及び安全性の確保

① 自然環境と景観との共生

市域に広がる豊かな自然と、茶園や水田が広がる農村地域の景観は本市の原風景であり大切な資源であると考えます。

これらの自然環境や快適な生活環境を確保するため、自然公園や緑地等の整備、保全と共生を図るとともに、水資源のかん養や山地災害防止等の観点から、森林の機能維持と保全に努めます。特に、静岡県立自然公園条例により指定されている御前崎遠州灘県立自然公園や森林法に基づく保安林区域及びその周辺地域については、積極的に保全するとともに、身近に自然とふれあえる市民の癒しの空間として、多面的な利用検討を図ります。

② 安全で安心な生活環境の確保

地域の自然を守り、市民の生命・財産と安全を確保するため、開発にあたっては防災上の観点から十分な検討を行い、調整を図ります。

河川改修、排水路整備の推進等により、災害に強い基盤整備を図ります。実施にあたっては、生態系等自然環境の保全に配慮するとともに、親水空間の創出に努めます。

公害を未然に防止するため、工場立地にあたっては、工場周辺の道路や排水路の能力改善や環境整備、周辺環境と調和した景観形成の推進、施設の適正な配置、緩衝緑地の確保等に配慮した土地利用を図ります。

市街地の整備にあたっては、安全性と利便性を確保するために、道路の拡幅やオープンスペースの確保など交通安全や防災上の配慮に加え、ユニバーサルデザインについても検討し、適切かつ計画的な土地利用を図ります。

大規模な開発事業については、県及び市の土地利用に関する指導要綱及び土地利用関係法令に基づき、必要に応じて環境影響評価等の手続きを指導し、事業実施に伴う周辺環境に与える影響に十分配慮した土地利用を図ります。

(3) 土地利用における広域的な視点

本市周辺では、富士山静岡空港、国道 473 号バイパス、御前崎港、新東名高速道路等新しい交通インフラが整備され、それらを十分に活用した土地利用が重要となるため、既存の道路ネットワークとの融合を進め、本市の交通基盤の更なる利便性向上を図ります。

また、御前崎港や新東名高速道路及び国道 1 号への連結に関しては、隣接市等との連携により整備促進を図ります。

(4) 土地利用の転換の適正化

① 農地の土地利用転換

農地の土地利用転換については、農業生産性の確保、農業経営の安定化及び地域農業に及ぼす影響等に留意するとともに、自然環境の保全等の立場から、都市的土地利用との計画的な調整を図りつつ、無秩序な転用を防止し、優良農地が集団的に確保されるよう十分に配慮します。

② 森林の土地利用転換

森林の土地利用転換については、森林資源の維持増進、水資源のかん養、自然環境の保全、災害防止、保健休養、地域景観等、森林の持つ機能・役割に及ぼす影響に対して十分に配慮し、無秩序な転用を防止し、他の土地利用との調整を図ります。

③ 大規模な土地利用転換

大規模な土地利用転換については、その周辺地域及び下流域等の自然環境・生活環境・社会環境に大きな影響を与える可能性が高いため、一定規模の土地利用事業に関しては、県及び市の土地利用事業に関する指導要綱や各種個別法に基づき、総合的見地から事前に調査検討し、適切な土地利用となるよう調整・指導を図ります。

(5) 土地の利用区分別の措置と主な取組み

①農地

農地については、農業振興地域整備計画等に基づき、担い手を育成し、農地集積、経営規模拡大の促進、荒廃農地の利用促進を図ります。また、内田地区や河東地区においては農業生産基盤整備等の推進により優良農地の確保に努め、食料自給率や農業生産力の向上を図ります。

また、他用途への転用については、農地の持つ多面的な機能を維持するため、無秩序な転用を防止するとともに、土地の状況、周辺地の利用状況や転用後に周辺地へ与える影響等を調査し、農業的土地利用との調和が図られた、適正かつ計画的な土地利用が進められるよう調整を図ります。

②森林

森林については、森林の持つ多面的な機能に配慮し、菊川市森林整備計画に基づいた保全・整備を進め、他用途への転用にあたっては、機能の維持に配慮します。

また、森林は市民が自然とふれあい、健康で潤いのある生活をおくる場としての機能を有しているため、市北部の火剣山及び御前崎遠州灘県立自然公園の特別地域に指定されている横地氏城館跡や丹野池公園周辺等においては、自然環境の保全、災害防止に配慮しつつ、市民が身近に自然とふれあえる保健・レクリエーション施設等として、多面的な活用を図ります。

③水面・河川・水路

ため池等の水面については、農業の基盤である農業用水の安定確保のため、必要な整備を図ります。また、治水対策の面においても重要な機能を有しているため、適正な安全管理の実施により、水辺環境の保全に努めるとともに、市民の憩いの場としての活用を図ります。

河川については、河川管理者との協議のもと、必要な改修等の治水対策を推進するとともに、河川の持つ自然環境や景観に配慮し、安全で潤いと親しみの持てる水辺環境の維持と創出を図ります。

水路については、農業用水等の水資源の有効利用を促進するため、優良農地の保全と併せて計画的な整備を図るとともに、身近な親水空間として水辺環境の確保を図ります。

また、公共下水道事業や浄化槽普及事業により河川等の水質改善を図り、菊川市環境基本計画に基づく対策を講じます。

④道路

道路については、市内外を結ぶ主要幹線道路、市内の各地域を結ぶ生活道路の整備及び適正な維持管理に努めます。

(主)掛川浜岡線バイパスをはじめとした主要幹線道路は、本市と周辺市をはじめとする東遠広域圏とを結んでおり、周辺市との連携の強化を図る上でも、重要な路線として位置づけられています。このため、人や物の交流を促進する機能を高めるとともに、災害時における緊急輸送路として、整備の促進を図ります。

さらに、(主)掛川浜岡線バイパスについては、本市の南北の市街地をつなぐ新たな中心軸として、沿線の適正かつ計画的な都市的土地利用の検討と誘導を図ります。

主要幹線道路から市内各地へ伸びる幹線市道については、中心市街地と地域コミュニティを結ぶ道路として、市街地へのアクセス機能や防災機能の強化を図ります。

生活道路については、日常生活の安全性や利便性を向上させるため、狭あい道路の改良や交差点改良等の実施により、道路交通ネットワークの構築を図ります。

⑤宅地

[住宅地]

住宅地については、市民の生活様式の変化に対応した、良好な生活環境を供給するための住宅施策を展開します。

既存市街地内においては、安全で快適な住環境を確保するため、防犯・防災性の向上を図り、生活道路や公園・緑地等の適正な配置・整備を進めます。また、住宅団地整備や土地区画整理事業等により基盤整備を実施した地区においては、低・未利用地の利用促進や空き家の有効活用を推進し、土地の有効利用を図ります。

JR 菊川駅北側周辺や(主)掛川浜岡線バイパス沿線については、交通利便性など好条件が揃っていることから住宅適地として都市的土地利用の検討を進めます。

[工業用地]

工業用地については、周辺環境との調和や東遠工業用水の有効利用を考慮しつつ、道路整備計画等と併せて計画的な工業用地の確保に努めます。

下本所、赤土地内の工業専用地域については、未利用地の有効利用を促進し、西方、加茂地内の工業地域及び工業専用地域周辺については、新たな工業用地の確保を検討します。

[その他の宅地]

商業・業務地については、既存商業の活性化と新たな商業集積地形成に対する適正な誘導を図ります。

駅前から菊川 IC にかけて連なる既存商店街及び商業施設については、商工会等と協力し、既存商店街の活性化を図り、区域内の空き店舗や未利用地の有効利用を推進します。

また、沿道型の商業施設の出店が進んだ宮の西土地区画整理地内や、(主)掛川浜岡線バ

イパス沿線においては、沿道商業地として需要の増加が見込まれるため、周辺の土地利用との調整や周辺環境に配慮し、計画的な誘導を図ります。

文教施設、福祉厚生施設、医療施設等の公共施設については、市全体の土地利用状況や既存施設の配置等を考慮しながら、市民に対し均衡あるサービスの提供と利便性の確保に努めます。

⑥その他

公園・緑地については、市民のやすらぎの場であるとともに都市の景観向上スペースとして維持管理及び必要に応じた整備を図ります。また、地震等の災害時における活動の場としての利用も念頭におき、安全面に配慮した公園整備に努めます。

公共公益施設、スポーツ・レクリエーション施設については、市民生活における利便性・快適性の向上を図り、市民の多様化する需要・要望等に合わせた計画的な整備に努めます。

傾斜地等に見られる荒廃農地については、改植の補助金制度などを活用し、優良な農地環境の保全を図ります。

低・未利用地については、その有効利用を図るため、周辺の土地利用状況や社会情勢等を踏まえ、計画的な土地利用を誘導します。

(6) 地域整備施策の推進

①北部地域

<地域の概要>

本地域は、基幹産業である茶業を主産業とする農村地域と工業集積地域から成り、調和の取れた土地利用となっています。

本地域の北部は、火剣山を中心とした森林地帯であり、丘陵地は茶園として利用されています。火剣山周辺には、キャンプ場やハイキングコース、ゴルフ場があり、市民の保健休養の場となっています。

本地域の東部は、牧之原台地に連なる丘陵地帯であり、その多くが茶園として利用されています。地域の一部には、静岡県柵田等十選に選ばれた「倉沢の柵田」が存在し、地域住民を主体とした保全活動が展開されています。また、富士山静岡空港に近接し、国道 473 号バイパスや関連道路等が整備されています。

本地域の西部は、丘陵地に茶園、低地に水田、丘陵地に沿って住宅地が広がっています。その一方で工業系土地利用として加茂西方工業団地、スポーツ・レクリエーションの場として菊川運動公園を有しています。また、掛川市に隣接し、国道 1 号、JR 掛川駅、掛川市東部の工業集積地域へと道路が結ばれています。

JR 菊川駅北側では、民間事業者により、商業集積などの開発が進められています。

<措置の概要>

[自然・里山ゆったりゾーン]

火剣山周辺や倉沢の柵田周辺については、良好な自然環境に恵まれた地域であることから、「自然・里山ゆったりゾーン」と位置づけ、現状の豊かな自然環境を極力保全し、身近に自然とふれあえる緑地として、また、保健・レクリエーション等の場として多面的な活用を図ります。

[茶園]

本地域東部の牧之原台地に連なる丘陵地や JR 東海道新幹線の北側等に広がる広大な農地については、県営畑地帯総合整備事業等によって整備され、主に茶園として利用されていることから、今後も農業振興を図るために優良農地として保全します。

また、国道 473 号バイパスの整備等により影響が生じる場合には、周辺の営農環境の保全を前提としつつ、適切な土地利用検討を行います。

[市街地にぎわいゾーン]

JR 東海道本線と JR 東海道新幹線との間に形成されている住居系市街地については、「市街地にぎわいゾーン」として位置づけ、地区計画等に基づき良好な市街地整備を推進します。

[産業がんばるゾーン（工業）]

本地域の西側にある加茂西方工業団地から東名高速道路北側一帯については、「産業がんばるゾーン（工業）」として位置づけ、営農環境や東遠工業用水の有効活用などを考慮しつつ、今後の工業系土地利用の需要増加を見据えた既存工業団地の区域拡大および周辺地区の整備を検討し、企業誘致の推進を図ります。

[幹線道路の整備]

本地域の道路整備については、工業導入など新たな土地利用の誘導及び隣接する掛川市との調整を図りつつ、(主)掛川浜岡線バイパスの整備を推進します。

[スポーツ・レクリエーションゾーン]

菊川運動公園周辺については、「スポーツ・レクリエーションゾーン」として位置づけ、健康で文化的な生活をおくるための都市基幹公園として、整備を進めます。

[駅北検討ゾーン]

本地域の西部は、JR 菊川駅に近接し、国道1号及び掛川市へのアクセスにも恵まれているため、住居系土地利用や産業系土地利用を図るにあたっての好条件が揃っている一方、一部には優良な農地も形成されています。こうした土地利用状況を踏まえ、この地域の無秩序な開発を抑制し、市民生活の向上と営農環境を考慮した、調和ある土地利用を図る必要があります。

このため、JR 東海道新幹線と JR 東海道本線には含まれた JR 菊川駅北側周辺一帯については、「駅北検討ゾーン」として位置づけ、駅南地域との調整を図りつつ、菊川駅北整備構想等を基にした土地利用を検討します。

[土地利用検討ゾーン]

(主)掛川浜岡線バイパスの整備の進捗に合わせ、周辺の自然環境や営農環境に配慮しながら、地域及び本市の活力向上を図るための新たな土地利用の可能性について検討を進めます。

②中東部地域

<地域の概要>

本地域は、住・商・農・工がバランスよく配置された地域となっています。

JR 菊川駅周辺部では、駅南土地区画整理事業による基盤整備が完了し、駅から南に市街地が広がり、菊川右岸側に商業地と住宅地、左岸側に青葉台や仲島の住宅地が形成されています。また、菊川公園周辺には公共施設や文教施設が集まっており、それらを活用した都市空間づくりが期待されています。

市街地の東側には、菊川中央工業団地、半済工業団地が隣接していますが、一部に低・未利用地も見られます。

本地域の東部は、牧之原台地に連なる丘陵地帯であり、茶園として利用されています。また、相良牧之原 IC に近接していることから、牧之原市とのつながりが強い地域となっています。

本地域の南部は、牛淵川の両岸に平野が広がり、水田として利用されており、丘陵地は茶園として利用されています。また、工業系土地利用として横地工業団地が整備され、多くの工場等が集積しています。さらに、御前崎遠州灘県立自然公園に指定され、国指定史跡となっている菊川城館遺跡群を構成する横地氏城館跡があります。

本地域の西部では、(主)掛川浜岡線バイパスが整備されています。

<措置の概要>

[産業がんばるゾーン（商業）]

JR 菊川駅南側周辺地域については、「産業がんばるゾーン（商業）」として位置づけ、交通の結節点としての優位性を生かした既存商店街の活性化を図ります。

[市街地にぎわいゾーン]

本地域中央部の JR 東海道本線と東名高速道路にはさまれた地域については、市街地が形成されており、今後も「市街地にぎわいゾーン」として、必要な基盤整備を推進し、身近で良質な都市空間の創出を図ります。

[市街地検討ゾーン]

市街地にぎわいゾーンの南側については、(主)掛川浜岡線バイパスの整備に伴い、今後、沿道利用の需要が高まることが予想されるため、「市街地検討ゾーン」と位置づけ、無秩序な開発を抑制しつつ、現道沿いの既存宅地と併せて有効な土地利用の誘導と計画的な市街地形成を検討します。

[親水うるおいゾーン]

東遠地域の広域的文化創造の拠点施設となっている文化会館アエル及び桜づつみ周辺の菊川河川敷については、「親水うるおいゾーン」として位置づけ、市街地における貴重な文化と憩いの場として保全を図ります。

[茶園・田園]

本地域の南東部の牧之原台地に続く丘陵地帯の茶園については、県営畑地帯総合整備事業等により、また、平野部の田園については、ほ場整備事業等によりそれぞれ良好な営農環境が形成されていることから、今後も生産性の向上や先進的農業機械の導入の推進を図ります。

[産業がんばるゾーン（工業）]

中央工業団地、半済工業団地及び横地工業団地については、「産業がんばるゾーン（工業）」として位置づけ、東遠工業用水の有効活用などを考慮しつつ、未利用地の整備促進による新たな企業誘致を図るとともに既存企業の操業を支援します。

また、工業用地の整備と併せて企業誘致の推進を図ります。

[自然・里山ゆったりゾーン]

御前崎遠州灘県立自然公園に指定されている横地氏城館跡周辺については、「自然・里山ゆったりゾーン」として位置づけ、隣接する丹野池公園と併せて自然環境の保全を図ります。また、自然環境や災害防止に配慮しつつ、保健・レクリエーション等の場として多面的な活用を図ります。

[牧之原台地の土地利用]

牧之原台地における今後の土地利用については、静岡県をはじめ関連市との調整や、牧之原台地全体の土地利用計画との整合を図りつつ、今後も優良農地の確保と保全に努め、引き続き農業振興を図ります。

また、相良牧之原 IC 周辺の土地利用については、周辺に広がる優良農地の保全を基本としつつ、隣接する牧之原市の土地利用計画の進捗を踏まえながら、適切な土地利用を検討します。

③中西部地域

<地域の概要>

本地域は、北東部の菊川 IC 周辺や(主)掛川浜岡線バイパス沿線に住居系及び商業系の市街地が形成され、その西側に工業団地があり、南西部は、平野に水田、丘陵地に茶園が広がる農村地域となっています。

菊川 IC 周辺部では、住宅地と商業地が混在した既存市街地が形成されており、JR 菊川駅南側に広がる市街地と一体的に都市基盤が整備されています。

また、菊川 IC 西側では、南部第二土地区画整理事業や宮の西土地区画整理事業による基盤整備が完了し、(主)掛川浜岡線バイパスの沿線部を中心に、市街地が形成されています。

本地域の北西部では、加茂西方工業団地が整備されており、工業系土地利用がなされています。

本地域の南西部に位置する小笠平野には水田が広がり、ほ場整備等による農業基盤が整備されています。水田地帯の周辺に農村集落が点在し、丘陵地は茶園として利用されており、国指定史跡となっている菊川城館遺跡群を構成する高田大屋敷遺跡があります。

<措置の概要>

[市街地にぎわいゾーン]

菊川 IC 周辺については、「市街地にぎわいゾーン」として位置づけ、街路整備等の推進により、良好な住環境の整備を図るとともに、JR 菊川駅から広がる市街地と併せて一体的な基盤整備を推進します。

土地区画整理事業により基盤整備が進められた(主)掛川浜岡線バイパスを中心とした区域については、快適な居住環境と利便性を生かした住居系土地利用を推進し、低・未利用地の利用促進を図ります。また、沿道商業地としての好条件が揃う土地でもあることから、適正な土地利用の規制誘導を図ります。

[産業がんばるゾーン（工業）]

本地域の西部に位置する加茂西方工業団地とその周辺については、「産業がんばるゾーン（工業）」として位置づけ、東遠工業用水の有効利用などを考慮しつつ、今後の工業系土地利用の需要増加を見据えた既存工業団地の区域拡大を検討し、企業誘致の推進を図ります。

[田園]

本地域南西部における農地については、ほ場整備等による農業基盤整備が実施されるなど、優良農地として整備されていることから、今後も優良農地の保全や先進的農業経営に対応した基盤整備の推進により、担い手の育成及び農地の集積による経営規模の拡大を促進し、持続的な農業振興を図ります。

また、月岡地区については、持続可能な農業の確立を図るため、農業を核とした新たなライフスタイルに対応する地域農業振興拠点の整備を推進します。

④南東部地域

<地域の概要>

本地域の東部は、牧之原台地とその山麓で形成される丘陵地域が広がり、中央部から西端に整備が進められている(主)掛川浜岡線バイパス沿線の市街地に向けて農村集落が形成されています。また、牧之原台地上には茶園が、台地に連なる急斜面には森林が広がっています。

本地域北東部の丹野池公園は、御前崎遠州灘県立自然公園に指定され、森林に囲まれた湖面景観と森林資源を有しており、周辺の丘陵地は茶園となっています。

本地域中央部の平坦地には水田が広がり、丘陵地は茶園として利用され、周辺には農村集落が形成されています。

本地域の西端は、用途指定された既存市街地に隣接しており、現在は宅地と農地が混在していますが、(主)掛川浜岡線バイパスの整備に伴う沿道利用が促進された場合、その周辺部においても都市的土地利用の需要が増加することが予想されます。

本地域の南部では、(主)掛川浜岡線バイパスの整備が進められています。

<措置の概要>

[茶園・田園]

牧之原台地については、県営畑地帯総合整備事業による整備が進められ、主に茶園として利用されています。静岡県をはじめ関連市との調整や、牧之原台地全体の土地利用計画との整合を図りつつ、今後も優良農地の確保と保全に努め、引き続き農業振興を図ります。

また、丘陵部と(主)掛川浜岡線バイパス沿線の間の区域については、今後も優良農地の確保と保全に努めるとともに、良好な自然環境の保全と共生を図り、丘陵や水田を背景とする快適な居住環境を有する農村集落の形成を図ります。

[自然・里山ゆったりゾーン]

御前崎遠州灘県立自然公園に指定されている丹野池公園及びその周辺の森林区域については、「自然・里山ゆったりゾーン」として位置づけ、隣接する横地氏城館跡周辺と併せて、保全を図ります。また、自然環境や災害防止に配慮しつつ、保健・レクリエーション等の場として多面的に活用します。

[研究開発施設ゾーン]

自然・里山ゆったりゾーンの南側については、「研究開発施設ゾーン」と位置づけ、研究開発施設の整備可能性を考慮しつつ、自然環境に配慮した土地利用を促進します。

[市街地検討ゾーン]

本地域の西端については、(主)掛川浜岡線バイパスの整備の進捗により、今後沿道利用の需要が高まることが予想されるため、「市街地検討ゾーン」と位置づけ、無秩序な開発を抑制しつつ、有効な土地利用の誘導と計画的な市街地形成を検討します。特に、用途地域に隣接した土地等については、商業・業務系及び住居系の土地利用を検討します。

⑤南西部地域

<地域の概要>

本地域の土地利用は、北部の(主)掛川浜岡線沿線に形成されている既存市街地と、南西部の小笠平野に広がる大規模な水田地帯が特徴です。

本地域の東端を南北に(主)掛川浜岡線が通り、その沿線に市街地が広がっています。

本地域の北部では、平川土地区画整理事業による基盤整備が完了し、中央公民館や小笠図書館等の文教施設や国指定有形文化財（建造物）となっている黒田家住宅といった文化財があります。

本地域の西部から南部にかけては広大な水田地帯が広がり、ほ場整備等による農業基盤整備が行われています。また、水田の周辺部には農村集落が点在しています。

本地域の南部には、御前崎遠州灘県立自然公園に指定されている石山公園があり、その周辺では資源活用として砂利採取事業が盛んである一方、広大な土地を利用してメガソーラー施設が立地しています。

<措置の概要>

[市街地検討ゾーン]

(主)掛川浜岡線バイパス沿線については、バイパス整備の進捗により、今後沿道利用の需要が高まることが予想されるため、「市街地検討ゾーン」と位置づけ、無秩序な開発を抑制しつつ、有効な土地利用の誘導と計画的な市街地形成を検討します。特に、用途地域に隣接した土地等については、商業・業務系及び住居系の土地利用を検討します。

[市街地にぎわいゾーン]

(主)掛川浜岡線沿線に形成されている既存市街地については「市街地にぎわいゾーン」として位置づけ、基盤整備と用途地域指定に基づく都市的土地利用を誘導し、開発にあたっては治水対策を講じながら計画的に推進します。また、(主)掛川浜岡線沿線の既存商業地と平川土地区画整理事業により基盤整備を実施した区域等と併せて本市南部の拠点としてのまちづくりの検討を進めます。

[産業がんばるゾーン（工業）]

赤土・嶺田工業団地については、「産業がんばるゾーン（工業）」として、計画的な工業用地の確保と都市計画道路や排水路等の基盤整備を図るとともに、未利用地への企業誘致を推進します。

[田園]

本地域の西部に広がる農地では優良水田地帯が形成されており、今後も優良農地の確保・保全や農業生産基盤整備を推進します。また、担い手の育成や農地の集積による経営規模の拡大を促進し、永続的な農業振興を図ります。

[自然・里山ゆったりゾーン]

御前崎遠州灘県立自然公園に指定されている石山公園については、「自然・里山ゆったりゾーン」として位置づけ、豊かな自然環境を極力保全し、身近に自然とふれあえる緑地として、また、保健・レクリエーション等の場として多面的な活用を図ります。

[土地利用検討ゾーン]

御前崎遠州灘県立自然公園に指定されている石山公園周辺については、「土地利用検討ゾーン」として位置づけ、災害防止や自然環境の保護、原野など低・未利用地の拡大防止を考慮する中、その役割や制限、現状を踏まえつつ、地域及び本市の活力向上を図るための新たな土地利用の可能性について検討を進めます。

(7) 土地に関する調査研究の実施

土地の適正な利用を図るため、土地の利用状況、自然的及び社会的条件等の土地に関する基礎的な調査を必要に応じて実施します。

また、土地利用に関する施策の状況及び変化を的確に把握し、計画と実態との評価を行い、国土利用計画を管理します。